

神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況
についての意見募集結果について

平成 30 年 7 月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

目 次

- 1 神奈川県の子犯罪被害者等支援施策の実施状況についての
県民意見募集結果について . . . 1
- 2 神奈川県の子犯罪被害者等支援施策の実施状況についての
関係機関・市町村への意見照会結果について . . . 6
- 3 犯罪被害者等に対するアンケート結果について . . . 11
- 4 e-かなネットアンケート結果について . . . 17

1 神奈川県犯罪被害者等支援施策の実施状況についての県民

意見募集結果について

(1) 対 象

県 民

(2) 意見募集の方法

- ・第2期神奈川県犯罪被害者等支援施策推進計画に基づく、平成26年度から平成29年度までの支援施策実施状況及び平成30年度実施予定についての資料を、参考資料として県ホームページ等により公表。
- ・フォームメール（※）、郵送、ファクシミリにより意見提出。
（※）フォームメールとは、ホームページの画面上で、ご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組み

(3) 意見募集期間

平成30年6月15日（金曜日）～7月14日（土曜日）

(4) 意見募集結果の概要

区 分	件 数
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの	4件
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	3件
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	3件
4 被害者等を支える人材の育成に関するもの	2件
5 その他	1件
合 計	13件

【意見内容】 ※一部、内容を要約等している意見あり。

1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの

No.	意 見
①	神奈川県は、財政も厳しい中で、県民の為に、犯罪被害という誰にでも起こりうる困難に向けての「理解」や「支援する」は、素晴らしいことだと思う。県と協力して多くの機関が連携して迅速な対応も評価できる。これからも、ボランティアとともに被害者の為に向上しつづけてほしい。

<p>②</p>	<p>(1) 総合的支援体制の整備②性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 <p>被害についての相談の中には、学校関係者からの相談や、学校での被害、生徒や学生が学校外で被害に遭った案件もかなり認められる。</p> <p>こうしたことから、<u>学校関係者（先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健の先生等、実際に生徒・学生から相談を受ける可能性の高い方々）を含む定期的な会合の場を設ける必要があると思われる。</u></p> <p>どの規模で行うのが難しいが、各警察署の管内で、地域の警察関係者も出席するなどして、少なくとも小中学校並びに高校での性暴力被害に迅速に対応するための活発な情報交換をしてほしい。</p>
<p>③</p>	<p>(2) 地域における支援体制の整備②市町村の取り組み支援と連携の推進</p> <p>市町村の取り組みを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 <p>神奈川県においては総合的対応窓口の設置率は100%となっていて、どこの市で被害にあっても同様の支援が受けられることになっているが、<u>実際には住んでいる市によって受けられる支援には大きな隔たりがあるのが現状である。</u></p> <p><u>研修を開催する際には、各市の担当者だけでなく、同じ市の警察署の支援担当者も出席して、事例検討や情報交換を行うなどして、実情に応じた研修を行うことが必要であると思われる。（実際に他県では県が主催して、こうした研修を行っている。）</u></p>
<p>④</p>	<p>日頃の犯罪被害者支援の取り組みに敬意を表します。</p> <p>犯罪被害者への支援は多方面で充実が求められますが、<u>性犯罪被害については取り分け総合的支援が必要です。被害者の身体面、精神面、法的対応（警察への被害届提出等を含め）、生活面などについて、センターで必要な情報や対応が敏速に得られるよう、ワンストップセンターとしての機能の充実を図ってほしい。</u></p> <p>総合的な支援が行われるためにも、<u>日頃から関係諸機関との連絡連携体制を作ってほしい。</u></p>

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの

No.	意見
⑤	サポートステーションの支援実績を見ると、他の項目の件数と比べ「 <u>住居の提供</u> 」「 <u>生活資金貸付</u> 」の件数が極端に少ないようだ。被害にあわれて住居やお金を必要とする方はもっとおられるのではないか。予算など難しい問題もあるのだろうが、もう <u>少し基準をゆるめる</u> などして件数を増やす方向で考えて欲しい。
⑥	犯罪加害者に対する配慮や支援に比較して、被害者に対する支援は遅れているのでは、という声を聞く機会が多く感じます。そういう中での <u>公的機関における被害者支援施策は、とても重要</u> と考えます。支援体制、内容は多岐にわたっていますが、その中でも <u>付添同行やカウンセリング等の支援は、被害者の方に直接かかわる支援として利用件数も多く、特に必要とされている</u> ことがわかります。
⑦	<u>貸付制度や一時的住居の確保等は利用は少ないものの、制度としてあり、利用できるという選択肢のひとつとして意味のあるもの</u> と思います。 生活の中で見聞きする犯罪の多いこと、私達自身の生活でも無縁ではありません。 <u>困っている時に適切な支援制度があり、選択できること、ボランティアの育成とともに、広く県民にも周知していただける</u> ようお願いいたします。

3 県民・事業者の理解の促進に関するもの

No.	意見
⑧	20、30年前に比べて数段、犯罪被害者にとっては有難い要素を含む施策と実施状況だ。 <u>もっと幅広い広報も必要に思う。</u>
⑨	絶対に許されない犯罪は殺人です。人の生命について自明の理です。（私見では、性暴力も精神の殺人です。） この罪を犯す人々は、幼少期からの不遇な生育過程において、個人的情緒と社会的情緒の結合を感じとれないまま成人した結果です。 ① 幼少期からの生育環境に関わるボランティア活動支援（児相などへ協力）。 ② 小・中学生に対する社会教育の支援・協力（ボランティア）。 これらの支援には、 <u>社会的知識・経験の豊かなシルバー世代の協力も必要</u> と考えます。 <u>こうした活動を通じて、幼少期から“他者の痛み”を“自己の痛み”として共有する感覚を体で覚える教育が必要</u> です。 “殺人”は、神もお許しにならない、絶対悪であることを反復連打、教え込むことが大切です。

⑩	<p>神奈川県犯罪被害者支援について、ボランティアの一員として、今年度は依然として振込め被害者が多く、老人が多く、心を痛めています。</p> <p>連日、加害者が拘束されている姿を見ると、私ボランティア仲間が県内各地で啓発活動した成果が社会に役立ったかと思いうれしい今日です。</p> <p>地元神奈川県大宮病院で2016年に起きた入院患者殺人事件等心痛む薬品使用事件、加害者が拘束され、社会に問題を投げかけた今日の事件の一形態だ。</p> <p>更には厚木市内で起きた斉藤理玖ちゃん白骨化遺体事件の判決（横浜地裁）。また、津久井やまゆり園の殺傷事件。座間市内での9人殺人事件等目が離せない今日です。</p> <p>県外も見れば、千葉県松戸市で学童見守り隊の加害者が、当事者ベトナムのかわいい女兒リンちゃんを登校中に殺害した許さざる国境を越えた痛ましい事件。東京都目黒区の船戸結愛ちゃんが両死因にお願いした公人としての願いもむなしく虐待で死亡された事件等、悲痛な事件ばかりで、我々は呼びかけの助け声に手を出せず、本当に私も社会人の一人として守ることができず、胸が張り裂けそうです。</p> <p>そこで、私の提案として、神奈川県として、<u>県議会で全会派決議のもと、県犯罪支援活動者を公に認定し、社会的活動を広く保障、啓発活動を認められるよう強く要請したい</u>です。</p> <p>そして神奈川県が先進県の見本を、2020年東京オリンピックに向けて推進していただきたいです。</p> <p>国際都市横浜を、また、神奈川県を世界に呼びかけていきたい、平和を願いたい、ただ、犯罪被害者のみなさんの心に寄り添いたい犯罪被害者の一人です。</p>
---	--

4 被害者等を支える人材の育成に関するもの

No.	意 見
⑪	<p>犯罪被害者等支援ボランティアに関して、<u>生活支援を担うボランティアの育成をされているようだが、具体的にはどのような形で養成講座を設けているのか。また、実際にはどのような活動が行われているのか、詳しい説明がほしかった。</u></p>
⑫	<p>被害者の心身の安全に配慮した情報提供や心理的支援を行うためには、相談員に高い資質が求められる。<u>相談員の研修等、相談体制の充実を図ってほしい。</u></p>

5 その他

No.	意見
⑬	<p>県の支援に、横浜市の支援に、年を重ねるごとに犯罪（多種）が減少することを願っております。</p> <p>対策が進み、犯罪被害者相談室に相談し、助けを求めて、助けられている県・市民の多いことに、担当者のご苦勞に頭が下がります。</p> <p>性犯罪は、本人の告訴がなくても起訴される（できる）とのこと（平成29年7月13日施行）ですが、DV犯罪も、同じく施行できるようにと願っております。（申告罪法改正）</p> <p>DVは、加害者が夫婦げんかだと警察に言い続けなければその段階で警察は手を引いてしまいます。（傷害を受け診断書ありでも）</p> <p>支援施策として、ぜひ実施してほしい、しなくてはいけない施策と思います。</p>

2 神奈川県犯罪被害者等支援施策の実施状況についての関係

機関・市町村への意見照会結果について

(1) 対 象

支援関係機関及び県内市町村

(2) 意見募集の方法

第2期神奈川県犯罪被害者等支援施策推進計画に基づく、平成26年度から平成29年度までの支援施策実施状況及び平成30年度実施予定を資料とし、意見を照会。

(3) 意見募集期間

平成30年6月15日（金曜日）～7月6日（金曜日）

(4) 意見募集結果の概要

区 分	件 数
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの	5件
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	8件
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	0件
4 被害者等を支える人材の育成に関するもの	0件
合 計	13件

【意見内容】

1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの

(1) 総合的支援体制の整備

No.	意 見	機関名・市町村名
⑭	<p>①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実について、犯罪被害者支援に関わっていない人に訊くと、<u>サポステのことを知らない人が多い</u>。犯罪被害を相談できず困っている人にはサポステの情報は有益であるから、<u>広報の拡充をしていただきたい</u>。</p> <p>また、神奈川県とサポステのような機関がない他県の被害者では、同じ犯罪被害者でも受けられる支援に格差が生ずるのではないかといった意見を聞くことがある。<u>他都道府県でも同様</u></p>	神奈川県弁護士会

	<u>の機関が作られ同様の支援が受けられるように、他都道府県に対してもサポステの存在や支援内容を広報することは有意義ではないか。</u>	
⑮	かならいんの活動について、性犯罪被害者にとって、相談しやすい事業と考えます。また、支援内容も相談、緊急受診、法律相談、カウンセリングと、 <u>支援メニューも充実している</u> と思います。 加えて、「サポステ」との連携体制も確立しています。	神奈川県 犯罪被害者 支援センター
⑯	<u>県スタッフが「サポステ」に常駐していることは、条例に基づく被害者等の総合的支援体制の面からも、また、「かならいん」との連携、早期意思疎通の意味からも非常に良い</u> と思います。	神奈川県 犯罪被害者 支援センター
⑰	かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営による、支援者が増加していることは、関係機関が連携して周知を行っている成果だと感じる。 <u>当町としても、継続して町民に対し情報提供を行っていきたい。</u>	大磯町

(2) 地域における支援体制の整備

No.	意見	機関名・市町村名
⑱	① <u>市町村の取り組み支援と連携の推進について</u> 、市町村にとっては今後の重要な課題と考えておりますので、他の取り組み同様、 <u>その進捗状況がわかるよう、実施状況の具体的な数値（実施回数等）を示していただければ</u> 、と思います。	横浜市

(3) 支援関係機関の連携

該当意見なし

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの

(1) 経済的負担の軽減

No.	意見	機関名・市町村名
⑲	① <u>生活資金貸付の実施について</u> 、生活資金貸付の実施件数が極端に少ない。ニーズが少ないということはないと思うので、県民が利用しやすいように <u>広報の拡充をしていただきたい</u> 。早期に簡便な手続きで貸付が実施されるように <u>していただきたい</u> 。	神奈川県 弁護士会

⑳	<p>①生活資金貸付の実施について、26～29年度のうち新規貸付が1件とのことですが、実際に当市相談室でもこれまでに相談者に貸付事業の情報提供を行った事例が数件あったものの、返済を伴う貸付については消極的な場合が多く、利用には至りませんでした。金額は少なくとも見舞金のような返済不要な経済的支援制度の併設を御検討いただければと思います。また、本市を含む県内市町村における経済的支援の拡充を進めるためには、<u>現在大分県が検討しているように、市町村が見舞金制度を導入するにあたり県が支給額の半額を助成する等の制度が有効ではないか</u>と考えます。御検討いただきたくお願いいたします。</p>	横浜市
---	--	-----

(2) 法律問題の解決への支援

該当意見なし

(3) 日常生活の支援

No.	意 見	機関名・市町村名
㉑	<p>②生活支援を担うボランティアの育成について、<u>犯罪被害者等における家事、育児、介護等の日常生活支援</u>については、当市相談室でもいくつかの事例でニーズを把握しており、その必要性を感じております。現在「意向調査の実施」とのことですが、実施に向けて取組を進めていただくようお願いいたします。</p>	横浜市
㉒	<p>(3)日常生活の支援③支援ボランティア登録制度の運用について、<u>支援ボランティアが減少傾向にある</u>。ボランティアが少ないと、一人のボランティアにかかる負担が大きくなり、ボランティア活動が停滞するおそれがあるので、<u>人数を増加させるような施策をすべきではないか</u>。</p>	神奈川県 弁護士会

(4) 心身に受けた影響からの回復

No.	意見	機関名・市町村名
⑳	<p>本会では、平成15年度より、セルフヘルプ・グループ（同じ悩みや問題を抱える人たちの自主的なグループ）の拠点となるセルフヘルプ活動コーナー（ロッカー、メールボックス、相談室の貸出）の整備等によるセルフヘルプ支援事業を行っております。</p> <p>現在の登録グループは全部で50グループほどですが、中には犯罪被害の当事者を中心とした会も複数活動しておられます。日々の相談対応や分かち合いを行う中で、「公的機関同士の連携は進められることはあっても、公的機関とセルフヘルプ・グループとの連携については図られていないように感じる」「県関係機関の方々には、犯罪被害者に対する支援の一つとして、セルフヘルプ・グループの活動があることを認識してもらいたい」等の声が聞かれます。</p> <p>このことから、今後、<u>セルフヘルプ・グループが関係機関とより連携、協働ができるよう、体制の整備に向けた積極的な取り組みを期待しています。</u></p> <p>本会としても、<u>これらのグループ活動に有意義な情報をいただければ、グループへ周知する等して、グループ活動を支援してまいります。</u></p>	<p>(社福) 神奈川県 社会福祉 協議会</p>
㉑	<p>㉑精神科の受診の支援について、犯罪被害に遭われた方は、心身に様々な反応が出ると認識しております。<u>精神科受診の公費の負担は被害に遭われた方の受診の背中を押すものであり、有益であると考えます。</u></p>	<p>茅ヶ崎市</p>

(5) 一時的な住居の提供等

No.	意見	機関名・市町村名
㉒	<p>㉒<u>緊急避難場所（ホテル等）の提供について、緊急避難場所の提供件数が少ない。ニーズが少ないということはないと思うので、県民が利用しやすいように広報の拡充をしていただきたい。併せて、提携ホテルを増加させるような施策をとっていただきたい。</u></p>	<p>神奈川県 弁護士会</p>

<p>②6</p>	<p>②住居の確保への支援について、横須賀市（人口約40万人、約16.7万世帯）は、平成24年12月、神奈川県警（被害者支援室）及び神奈川県安全防災局（犯罪被害者サポートステーション）からの協力依頼に基づき、平成25年4月から行政財産目的外使用許可により、<u>市営住宅(管理戸数4,916戸)のうち、9戸を一時的な使用可能な住宅として確保している。実績として平成25年度から29年度までの5年間で犯罪被害者10世帯が利用した。</u>また、その旨国土交通省に報告している。したがって、この項の記述に市町村分の実績が記載されていないのは、誤りと考える。</p> <p>また、市町村営住宅への協力依頼について、本市としては、平成24年度以降、組織的に依頼を受けていないが、協力依頼の結果、具体的に住宅の確保や実績があれば記載すべきで、もし依頼をしていないのであれば、記載すべきではないと考える。</p> <p>一方、神奈川県（人口約920万人、約410万世帯）としての取り組みは、<u>県営住宅の提供戸数が2戸のみで、人口や管理戸数44,663戸に対し非常に少なく、かつ平成26、27年度の利用実績は0件となっております、実質的に機能していないと考えられる。</u></p> <p>市町村に協力依頼するのであれば、まず、神奈川県が率先して事業を遂行すべきではないか。</p> <p>また、犯罪被害者の避難場所は、市が提供する同一市内の市営住宅ではなく、可能な限り加害者から離れた場所に避難することが安全かつ効果的と考える。</p> <p>については、<u>広域的対応が可能な神奈川県が、県営住宅の提供戸数を大幅に増やし、また、犯罪被害者の避難は緊急を要することが多い現状を踏まえ、事案発生後に、即入居可能な仕組みを構築し実行することを強く希望する。</u></p>	<p>横須賀市</p>
-----------	---	-------------

3 県民・事業者の理解の促進に関するもの

該当意見なし

4 被害者等を支える人材の育成に関するもの

該当意見なし

3 犯罪被害者等に対するアンケート結果について

(1) 対象

次に掲げる関係機関・団体を通じてアンケートの協力を依頼し、内諾を得られた犯罪被害者等

- ・ 神奈川県警察本部警務部警務課被害者支援室
- ・ 民間被害者支援団体（NPO法人神奈川被害者支援センター）

(2) 実施方法

上記（1）の関係機関・団体を通じて「アンケート調査票」（P13～P14）を送付し、無記名方式で回答。

(3) 実施期間

平成27年4月1日（水）～平成30年3月31日（土）

(4) 回答数

26人のうち10人が回答（回収率は38.5%）

(5) 回答結果

P14～P16のとおり

かながわ犯罪被害者サポートステーション(*)の支援に関するアンケート調査票
 (*以下、「サポートステーション」といいます。)

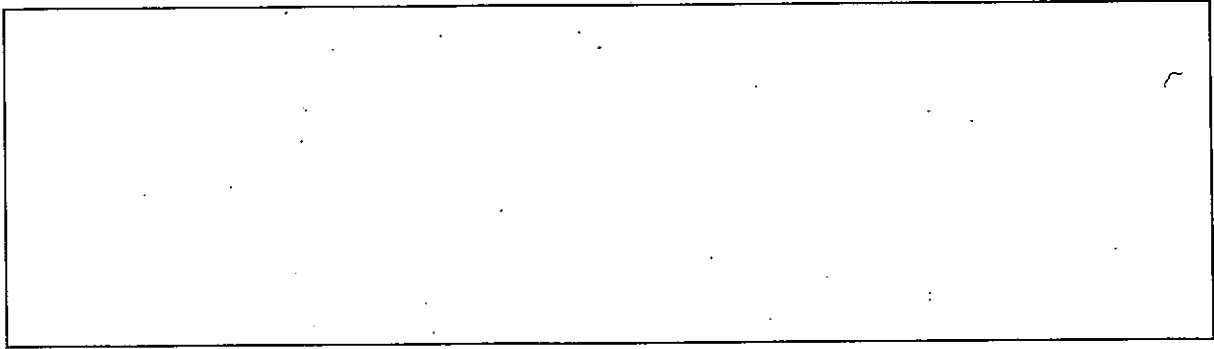
問1 サポートステーションを知ったきっかけについて、いずれかひとつに○印をつけてください。

- 1 ポスター、パンフレット、チラシから
- 2 新聞、フリーペーパー(ぼど・タウンニュース)等の記事から
- 3 テレビ・ラジオ等のマスメディアから
- 4 知人から
- 5 警察署・県警本部(性犯罪110番など)から
- 6 インターネットで
- 7 関係機関(法テラス、検察庁、弁護士会など)から
- 8 県・市区町村から
- 9 その他()

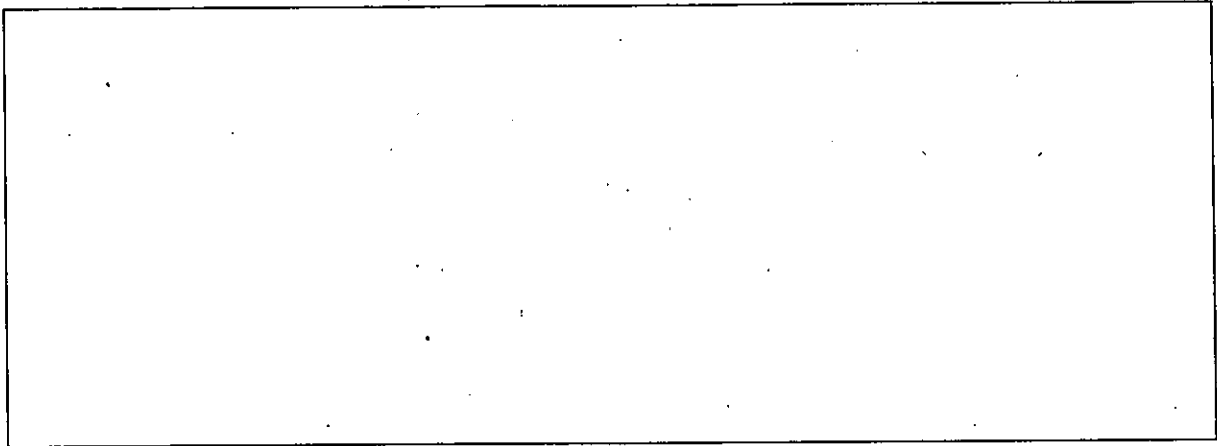
問2 支援を受けてどうでしたか。1～7のうち、受けられた支援の番号に○印をつけ、その支援ごとに感想やご意見などをお書きください。

受けられた支援	感想 *いずれかひとつに○印	左記のように感じた理由や 支援に対するご意見
1 カウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> ・満足した ・どちらかといえば満足 ・満足していない ・どちらかといえば満足していない ・どちらともいえない 	
2 法律相談	<ul style="list-style-type: none"> ・満足した ・どちらかといえば満足 ・満足していない ・どちらかといえば満足していない ・どちらともいえない 	
3 被害直後の緊急避難場所(ホテル)の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・満足した ・どちらかといえば満足 ・満足していない ・どちらかといえば満足していない ・どちらともいえない 	
4 県営住宅の一時使用、民間賃貸住宅の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・満足した ・どちらかといえば満足 ・満足していない ・どちらかといえば満足していない ・どちらともいえない 	
5 検察庁・裁判所等への付添いなどの直接支援	<ul style="list-style-type: none"> ・満足した ・どちらかといえば満足 ・満足していない ・どちらかといえば満足していない ・どちらともいえない 	
6 生活資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・満足した ・どちらかといえば満足 ・満足していない ・どちらかといえば満足していない ・どちらともいえない 	
7 自助グループの紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・満足した ・どちらかといえば満足 ・満足していない ・どちらかといえば満足していない ・どちらともいえない 	

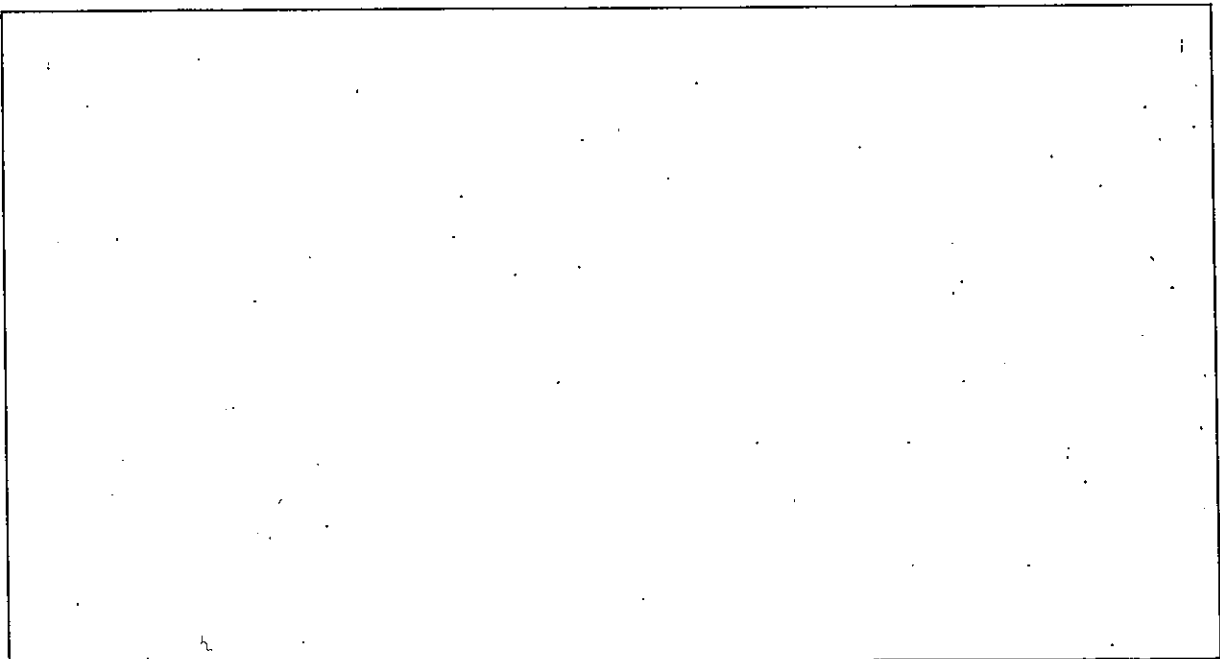
問3 サポートステーションで実施している支援（問2の1～7）について、今後どうすべきだと思いますか。より充実すべき、内容を変更すべきとお考えの支援等がありましたらお書きください。



問4 問2の1～7以外に、サポートステーションがこれから新たに実施すべきとお考えの支援等がありましたらお書きください。



問5 これからの犯罪被害者支援に向けて、サポートステーションはどのような取組をする
とよいと思いますか。あなたのお考えをお書きください。



ご協力いただき、ありがとうございました

問1 サポートステーションを知ったきっかけ（いずれか1つを選択）

1	ポスター、パンフレット、チラシ等	0	0%
2	新聞、フリーペーパー（ぽど・タウンニュース）等	0	0%
3	テレビ・ラジオ等	0	0%
4	知人	0	0%
5	警察署・警察本部（性犯罪110番等）	9	90%
6	インターネット	0	0%
7	関係機関（法テラス、検察庁、弁護士会等）	1	10%
8	県・市区町村	0	0%
9	その他	0	0%

問2 受けた支援及び感想・意見（受けられた支援を全て選択して自由記載）

1	カウンセリング	7	70%
	満足	3	43%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親身になって対応してくれた ・ 気持ちを聞いてもらい楽になった 		
	どちらかといえば満足	3	43%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すぐに対応してくれた ・ 親身になって対応してくれた ・ カウンセリングを10回受けたが、自分自身が見いだせない部分があり、未だ苦しんでいる 		
	満足していない	1	14%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件のことを分かっておらず、全てこちらから説明した 		
	どちらかといえば満足していない	0	0%
	どちらともいえない	0	0%
2	法律相談	6	60%
	満足	5	83%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解し易く説明してくれた ・ 親切・丁寧なアドバイスをしてくれた 		
	どちらかといえば満足	1	17%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すぐに対応してくれた 		
	満足していない	0	0%
	どちらかといえば満足していない	0	0%
	どちらともいえない	0	0%

3	緊急避難場所（ホテル）の提供	0	0%
	満足	0	0%
	どちらかといえば満足	0	0%
	満足していない	0	0%
	どちらかといえば満足していない	0	0%
	どちらともいえない	0	0%
4	県営住宅の一時使用・民間賃貸住宅の媒介	1	10%
	満足	1	100%
	・ すぐに対応してくれた		
	どちらかといえば満足	0	0%
	満足していない	0	0%
	どちらかといえば満足していない	0	0%
	どちらともいえない	0	0%
5	検察庁・裁判所等への付添い	6	60%
	満足	5	83%
	・ 心強かった		
	・ 安心できた		
	・ 裁判への参加意思を持つことができた		
	どちらかといえば満足	1	17%
	・ 弁護士の間に入ってくれた		
	満足していない	0	0%
	どちらかといえば満足していない	0	0%
	どちらともいえない	0	0%
6	生活資金の貸付	0	0%
	・ 満足	0	0%
	・ どちらかといえば満足	0	0%
	・ 満足していない	0	0%
	・ どちらかといえば満足していない	0	0%
	・ どちらともいえない	0	0%
7	自助グループの紹介	1	10%
	満足	1	100%
	・ 同じ体験をした方と話をしてみようと思う		
	どちらかといえば満足	0	0%
	満足していない	0	0%
	どちらかといえば満足していない	0	0%
	どちらともいえない	0	0%

問3 サポートステーションでの支援は、今後どうすべきか（自由記載）

- 活動を続けてほしい
- 心強い活動に感謝しており、今の支援で十分だと思う
- 未だ狭い範囲でしか活動できない状態なので、同様の被害を受けた方がどのように元の自分に戻れたのかを知る資料等があればよいと思う（サポステから情報を得て、少しずつ力をつけたい）
- 裁判をしても、亡くなった人が生き返るわけではなく、すべて、泣き寝入り

問4 サポートステーションが新たに実施すべき支援について（自由記載）

- カウンセリングの先生が状況を把握してくれており、心身共に楽になれることが回復へと繋がると思うので、先生から**心療内科等を紹介**できるようにしてほしい
- 意見をしても無駄、どうせ何もしてくれない

問5 これからの犯罪被害者支援に向けて、サポートステーションはどのような取組みをすべきか（自由記載）

- 半年後、1年後、さらに**末長いアフターフォロー**をしてほしい
- **自由に入出りできる居場所の提供**
- 今の取組みで十分
- 犯罪被害者支援を分からない人がいると思うので、**もっとアピール**をしてほしい
- 被害に遭う前に多くの人に「**被害者支援**」の存在を知ってもらえるよう、**学校関係等に告知・資料配布**してはどうか
- 警察で事件化された場合のみ支援を受けられるが、**警察に「立件できない」と言われれば、支援を受けることができず**、実際に事件であったとしても支援が受けられない。サポステが被害者から話を聞いて「**事件性が高い**」と思うような事案であれば、**警察への進言等**があってもよいのではないか
- 被害者のことを忘れないでいてほしい
- 付添い支援は被害者にとって本当に心強い支援で、裁判に参加する勇気をもたらした
- 被害者や家族・遺族が相手に同じような痛みを与えられるようにしてほしい

4 e-かなネットアンケート（※）結果について

（※）県政に関する様々なテーマについて、インターネットを利用して実施するアンケート

(1) 対象

県民

(2) 実施方法

県ホームページのe-かなネットアンケートのページに犯罪被害者等支援についてのアンケートを掲載。回答を希望する県民がインターネットにより回答。

(3) 実施期間

平成30年6月18日（月）～平成30年7月11日（水）

(4) 回答数

62人

(5) 回答結果

P18 ～P21 のとおり

Q 1 次の犯罪被害者の支援に関する相談機関・窓口のうち、あなたの知っているものはどれですか。次の選択肢の中から知っているものすべてをお選びください（複数選択方式）。

各警察署の住民相談係	27	43.5%
かながわ犯罪被害者サポートステーション(県・県警・NPO法人で運営)	6	9.7%
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」(県運営)	6	9.7%
「ハートライン神奈川」(性被害専用ダイヤル)(NPO法人)神奈川被害者支援センター運営)	10	16.1%
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル	14	22.6%
神奈川県弁護士会犯罪被害者支援センター	14	22.6%
各市町村の犯罪被害者等の総合的対応窓口	0	0.0%
どれも知らない	28	45.2%

Q 2 あなたご自身または、あなたのご家族、友人などあなたの身近な人たちの中に犯罪等の被害にあわれた方がいらっしゃいますか（単一選択方式）。

いる	7	11.3%
いない	55	88.7%

Q 3 Q 2で「いる」とお答えの方にお聞きします。それはどのような犯罪でしたか。（複数の被害経験がある方は、より重大な被害にあったと思うものを一つだけ選んでください（単一選択方式））。

殺人・傷害などの暴力犯罪	0	0.0%
人身事故等の交通犯罪	2	28.6%
強姦、強制性交等・強制わいせつなどの性犯罪	0	0.0%
その他	5	71.4%

Q 4 Q 2で「いる」とお答えの方にお聞きします。犯罪にあわれた方は、警察、行政機関などに相談されましたか（複数選択方式）。

警察に相談した	7	100.0%
県（「かながわ犯罪被害者サポートステーション」やかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」などに相談した	0	0.0%
市町村の相談窓口相談した	1	14.3%
その他、弁護士や民間の相談窓口等に相談した	0	0.0%
どこにも相談しなかった	1	14.3%
わからない	0	0.0%

Q 5 Q 2で「いる」とお答えの方にお聞きします。犯罪にあわれた方はその際または、その後で実際に受けられた支援はどのようなものでしたか（複数選択方式）。

カウンセリングなど精神面でのケア	0	0.0%
家事、育児、介護など生活面の支援	0	0.0%
生活資金貸付などの経済的な支援	1	14.3%
裁判などに関する手続についての法律相談	0	0.0%
裁判や医療機関等への付添支援	0	0.0%
性犯罪等にかかる医療費の公費負担	0	0.0%
自助グループの紹介	0	0.0%
一時避難場所の提供や公営住宅優先入居、民間賃貸住宅の情報提供などの支援	0	0.0%
何も支援を受けていない	4	57.1%
その他	2	28.6%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察が対応できるかどうかについての助言 ・ 金融機関の該当部署を紹介してくれた 		
わからない	0	0.0%

Q 6 犯罪被害者等（性犯罪の被害者を除く）への支援の充実を図る上で、県は特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（複数選択方式3つまで）。

カウンセリングなど精神面でのケア	37	59.7%
精神科受診にかかる支援	17	27.4%
家事、育児、介護など生活面の支援	32	51.6%
生活資金貸付などの経済的な支援	25	40.3%
裁判などに関する手続についての法律相談	35	56.5%
裁判や医療機関等への付添支援	0	0.0%
自助グループの紹介	20	32.3%
市町村など身近な相談窓口の整備促進	28	45.2%
犯罪被害者等を支える人材の育成	17	27.4%
被害直後の一時避難場所の提供や県営住宅優先入居、民間賃貸住宅の情報提供などの住居に関する支援	25	40.3%
その他	3	4.8%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士費用の負担 ・ 被害者が逃げるのではなく、被害者が必要とするなら加害者が被害者に近づけなくすること（2次被害の予防措置） ・ 特に、高齢者を狙った詐欺関連の条例の充実 		
わからない	5	8.1%

Q 7 Q 6 の選択肢で選んだものについて、具体的なお考えがあればご記入ください。

・ 弁護士の紹介
・ 犯罪被害者は金銭や物質面での被害と精神的な被害の二つが有ると思うが、被害者の物心両面で何の支援が必要かを把握し個々に相応しい支援が必要かと思う。
・ （特に、高齢者を狙った詐欺関連の条例の充実）地方に所有している土地の整備について、未だに業者からおかしな電話がかかってきます。警察は詐欺にできないと言っていますが、なんとかなりませんか？
・ 損害賠償請求など既存の制度が最大限活用できるよう、紹介・利用支援をする
・ 犯罪の種類によるがケア付きのシェルターは必要
・ 周囲に当事者がおらず、現在足りていること、足りていないことが分からない。
・ 警察などの行政は面倒なことは避ける傾向が有る又、申請主義で関わろうとしないので、まずそこを検討したうえでこれらの支援を考えるべきだと思う。
・ 被害の内容にもよるが経済的な面は被害有無とは関係ない面もあり、公的に相談・生活精神面での支援が最優先かと。
・ カウンセリング業務を適切に行うことのできる心理職の増員
・ やはり、被害から立ち直った経験のある人が、サポートしていただけると被害者にとっては心を分かってもらえる気持ちがあるのではないでしょう。
・ 求めて来る被害者に対応するだけでなく、こちらからお伺いする必要がある。
・ 精神的衝撃が大きい場合生きる気力を喪失するだろうし、仕事もする意欲がなくなると思われる。

Q 8 犯罪被害者等のうち性犯罪の被害者への支援の充実を図る上で、県は特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（複数選択方式5つまで）。

カウンセリングなど精神面でのケア	40	64.5%
精神科受診にかかる支援	22	35.5%
性犯罪にかかる医療支援	31	50.0%
家事、育児、介護など生活面の支援	16	25.8%
生活資金貸付などの経済的な支援	19	30.6%
裁判などに関する手続についての法律相談	31	50.0%
裁判や医療機関等への付添支援	0	0.0%
性別にかかわらず必要な支援が受けられる体制整備	19	30.6%

自助グループの紹介	16	25.8%
市町村など身近な相談窓口の整備促進	23	37.1%
犯罪被害者等を支える人材の育成	16	25.8%
被害直後の一時避難場所の提供や県営住宅優先入居、民間賃貸住宅の情報提供などの住居に関する支援	25	40.3%
その他	4	6.5%
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①被害者が必要とするなら加害者が被害者に近づけなくすること（2次被害の予防措置）、②訴えた事により周囲の心無い声に対しての対応。 ・ 加害者が隔離した居所にいることを、継続的に知ることができるようにする。 ・ 加害者が刑期終了後も野放しにしないで監視体制を設けて再犯防止の監視を継続すること ・ やっつけ仕事として又すべての公務員に該当するが、「自分のときに面倒を持ち込みたくない」「事後だから。他の担当が対応している等」職務を義務的にやり、大事になってから謝罪会見を行い、責任をうやむやにしている現状が有る以上、何を行おうとしても無駄。まず公務員法の職務上の責は個に責任を問えない」と担当制の矛盾を解消すべき。それ無くして何の対策も無責任になってしまうので必要ないし税金の無駄である。 		
わからない	7	11.3%

Q 9 Q 8の選択肢で選んだものについて、具体的なお考えがあればご記入ください。

・ 性被害は他人には相談が難しい案件だが、被害者が躊躇する事無く相談や訴えを聞き心の安堵を得られるような対応が必要。
・ 周囲に当事者がおらず、現在足りていること、足りていないことが分からない。
・ 再犯・仕返しが多々の為に一時避難生活場所の提供、及び加害者への情報漏洩の徹底。
・ 性犯罪に関して、正しい知識と適切な対応のできる人員を増やす
・ 相談しやすい窓口の設置が、充実したらよいと思う。
・ 何よりも安心して生活できる場所の提供が必要。

Q10 犯罪被害者等への理解や支援の輪を広げていくために、県は特にどのような取組みをするとよいと思いますか（複数選択方式5つまで）。

ボランティアなど犯罪被害者等を支える人材の育成	28	45.2%
犯罪被害者等に接する可能性の高い機関や団体の職員などの研修	40	64.5%
企業の管理職や社員を対象とした普及啓発	42	67.7%
学校等での青少年向けの研修	27	43.5%
犯罪被害者等の声を伝える講演会や手記の配布	19	30.6%
駅、商業施設等での普及啓発イベントの実施	14	22.6%
テレビ・ラジオを使った情報提供・普及啓発	22	35.5%
新聞・雑誌・ポスター等紙媒体による情報提供・普及啓発	26	41.9%
ホームページによる情報提供・普及啓発	20	32.3%
SNS (Twitter、Facebook、LINEなど) による情報提供・普及啓発	12	19.4%
その他	3	4.8%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者はまず接するのが警察で、警察官が事務的・機械的対応でなく心のケアや損害に対しての対応策の支援が必要。 ・ 被害者の直接的、間接的な不利益を分かり易く伝える。 ・ ボランティアに頼らず、自分たちの仕事を全うし、且つ県民、市民の為に何をどのように、組織を作り法律で定められないものは条例で指定し、情報提供をされても何らそれらをどこに相談に行けば良いのか明瞭且つ、徹底した周知に努め民生委員などの活動も、おざなり管理ではなく、活動報告書のチェックを行うべきである。これら他力本願な周知や、PRでは現状変わらない。 		
わからない	7	11.3%

Q11 Q10の選択肢で選んだものについて、具体的なお考えがあればご記入ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的、ではないのですが、高齢者が巻き込まれがちな事件への啓発をより一層お願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅、商業施設での普及啓発やホームページ、SNSによる啓発は、まず知ってもらうという段階だと思うが、現時点で犯罪被害者ということはだいぶ知られてきたと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの教育ではなく、職員の採用の拡充自治会に民生員を選出させ、常に自治会との連携を図り回覧板や3カ月事に戸別訪問を行い周知させる。高齢者や犯罪に合われた方等はホームページを見ると言う力量や余裕が無い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県が主催で、研修会を開催する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例による重罰化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで行った支援のうち効果的であったり、要望の多いものを優先して実施してはどうでしょうか

Q12 これからの犯罪被害者等への支援に向けて、必要だと思うものなど、ご意見等をご自由にお書きください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害届を出した時点で警察が警察以外の犯罪被害者の支援に関する相談機関・窓口がある事を警察が知らせるのがいいかも。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者対応の前に、被害に会わない為の手法を啓蒙する必要が有る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自責の傷病者（無謀運転による身障者等）より手厚い優遇策が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは、〇〇被疑者の逮捕をしなければ、やっても逃げ切れるという意識が醸成される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ この質問自体が無責任である。人間は個々に性格や環境が違うので有り、その場その状況により支援はまったく違う。そのような事も解らないのであれば、支援の前にこれらに関わる事はやめるべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な時に適切な処置をできる、病院、医師、看護師のような存在が必要だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者の立場で公平に平等にが最低限の条件であり、その意味でも私的より公的機関での対応が好ましく思う。